

第 11 回教育委員会

平成 29 年 4 月 25 日
午前 10 時 30 分
本庁舎屋上会議室

議 案

議案第78号 学校安心ルールについて

学校安心ルールについて、次のとおり各小学校長・各中学校長あて通知する。

(案)

事 務 連 絡
平成 29 年 5 月 1 日

各 小 学 校 長 あ て
各 中 学 校 長 あ て

指導部 首席指導主事
(生 活 指 導)

「学校安心ルール」の実施について（通知）

標題について、教育振興基本計画には「最重要目標」として「子どもが安心して成長できる安全な社会の実現」が掲げられています。「学校安心ルール」は、その「最重要目標」を達成するために重点的に取り組むべき施策のひとつとして示されています。

つきましては、次のとおり関係資料を送付しますので、各校で「学校安心ルール」の活用について共通理解を図り、保護者・地域の理解を得たうえで、適切に実施していただきますようお願いします。

記

○児童生徒・保護者周知用資料 ※ データで送付します。

- ・保護者のみなさんへ（配付する際に配付月を入力してください）
- ・「学校安心ルール」（スタンダードモデル）
- ・学校安心ルール運用に関する Q A
- ・各校における安心ルールの周知・運用に関するスケジュール

※「学校安心ルール」の周知・運用に関するスケジュールを参考に、各校の「学校安心ルール」を作成し運用してください。

※「学校安心ルール」（スタンダードモデル）は本市のスタンダードモデルとなるものです。そのまま活用していただいても構いません。

【連絡先】

指導部	教育活動支援担当 (生 活 指 導)
指導主事	當 銘
電 話	06 - 6208 - 9194

学校安心ルール 主な変更点

項目	変更点
取り扱い	学校安心ルール(案)として一律配付いただく形から学校安心ルール(スタンダードモデル)としました。各校の実情に応じてカスタマイズしていただいて結構です。
表記（段階）	第1段階の前段階として、基本的な約束ごとを記載しました。また、第4・5段階は削除し教育委員会と連携し、対応について協議する旨記載しました。
表記（対応）	学校等が行う対応を学校等が行うことができる対応とし、各校の実情に応じて対応を判断できるようにしています。
表記（してはいけないこと）	一般的なものに限定して表記をしています。各校の実情に応じて追記等も可能です。

平成 29 年 月

保護者のみなさんへ

大阪市教育委員会

「学校安心ルール」の実施について

大阪市教育委員会では、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的に「学校安心ルール」活用に取り組を進めてきました。

日頃より子どもたちには、教育振興基本計画に示されたことから「嘘をつかない」「ルールを守る」「人に親切にする」「勉強する」を心がけることを伝えており、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる「より良い学校」をめざしています。

各校では、教育委員会が示した「学校安心ルール」のスタンダードモデルをもとに学校の実情に応じたルールを作成し運用します。

どうか趣旨をご理解いただき、より一層、本市の教育活動へのご理解とご支援・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(参考) 教育委員会では、学校の安心・安全のためのスタンダードモデルを作成しております。
「学校安心ルール」のスタンダードモデルは大阪市のHPからご覧いただけます。

URL: <http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000397158.html>



「学校安心ルール」(スタンダードモデル)

<基本的な考え方>

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちが してはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけること伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会(学校)」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応 段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な 約束ごと	・嘘をつかない ・ルールを守る ・人に親切にする ・勉強する				
第1段階	・授業時間におくれる	・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす	・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかってに使う	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導 ・自己を振り返る活動
第2段階	・授業のじゃまをする ・授業に関係のない話を する ・授業をさぼり校内でたむ ろする	・仲間はずれにする ・悪口、かげ口を言う ・こわがるようなことをし たり言ったりする	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたようなことを 言う	・学校の物をこわす ・夜中に歩行き徘徊する ・カードやゲーム等で賭け ごとをする	・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の自己を振り返る活動
第3段階	・授業中、故意に妨害をす る ・テストのじゃまやカンニ ングを繰り返す ・学校をさぼり校外にたむ ろする	・いやがることを無理やり させる ・暴力をふるう(プロレス 技をかけるなども) ・物を故意にこわしたり、 すてたりする	・指導に対して激しく反抗 する ・こわがるようなことをし たり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつか るなどの暴力をふるう	万引きやバイクの無免許 運転・飲酒・喫煙など法律 に違反するようなこと	・家庭連絡 ・一定期間の別室における個別指導及 び学習指導 ・関係諸機関(警察・こども相談センタ ー)と連携し、学校内で指導を行う。 ・状況によっては個別指導教室を活用 した指導
	第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為(窃盗や傷害・恐喝行為など)については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。				

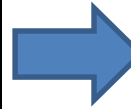
<ルール表作成上の留意点>

- ※この「学校安心ルール」(スタンダードモデル)の内容は、教育振興基本計画に示している学校の安心・安全のためのスタンダードモデルです。各小中学校では、スタンダードモデルをもとに学校の実情に応じた学校安心ルールを作成し運用することができます。
- ※学校は児童生徒ひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。
- ※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で対応することがあります。
- ※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいつでも丁寧な立ち直り支援を行う場所です。

各校における「学校安心ルール」の周知・運用に関するスケジュール（例）

平成 29 年 4 月 日

1 運用に関するスケジュール

	H29. 5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	H30 4 月	
管 理 職	 ・通知を受け、「学校安心ルール」（スタンダードモデル）を教職員に提示し、説明・研修会を実施するなど周知徹底を図る。		・夏季休業中をめぐり、各学校の実情に応じた「〇〇小中学校 学校安心ルール」（案）を作成する。		 ・「〇〇小中学校 学校安心ルール」（案）について、教職員・P T A・学校協議会等と意見交換を行い、試行的に運用する。 ・試行的に運用する「〇〇小中学校 学校安心ルール」（案）については、教育委員会指導部及び区役所（各区の教育担当部署）に提出する。 ・試行運用期間中においても、教職員・P T A・学校協議会等より随時意見聴取を行う。				・試行期間中の様々なご意見や課題となったことを参考に「〇〇小中学校 学校安心ルール」（案）の見直しを行う。			 ・運用開始	
教 職 員	 ・各校で現行の約束や決まり、ルール、校則と照らし合わせて、生活指導について議論し、共通理解を図る。				【学校協議会やP T A・地域の理解を得たうえで】 ・児童生徒、保護者に配付し、試行運用を実施する。 ・「〇〇小中学校 学校安心ルール」（案）を明示し、ルール表に基づき、児童生徒の発達段階に応じた適切な対応を行う。								
教育委員会	・各学校版の「学校安心ルール」作成にあたっての説明・相談・助言を行う。					・各学校から意見聴取を行い、進捗を確認し、学校の安全安心に向けての取組を支援する。							
区 役 所	・学校協議会に参加する等により、「学校安心ルール」の進捗を確認する。					・「〇〇小中学校 学校安心ルール」（案）の試行的運用の成果や課題を共有する。							

※平成 30 年度 4 月より、各校独自の「学校安心ルール」を年度当初より保護者・児童生徒等に配付し運用を開始する。

※本スケジュールはあくまでも例示であり、各学校においては予定より早く運用を開始できる場合は学校の実情に応じて運用を開始することも可能。